

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年3月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400331 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2400095 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 31 年 4 月 12 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 31 年 4 月 12 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 31 年 4 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 31 年 4 月 12 日

厚生年金保険の記録によると、A 社から請求期間に支払われた賞与について、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された賃金台帳及び振込データ一覧表により、請求者は同社から請求期間に賞与の支払を受け、標準賞与額の上限額である 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400322 号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第 2400039 号

第 1 結論

平成 19 年*月の請求期間については、国民年金保険料を納付又は追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年*月

請求期間の国民年金保険料については、学生納付特例制度により納付が猶予された期間が 1 か月だけだったので、就職して間もなく、自宅か勤務先近くのコンビニエンスストアにおいて手元の現金で納付したにもかかわらず、未納を通知するハガキが届いたので、A 年金事務所に赴き請求期間の納付状況を確認したところ、対応した職員から口頭で納付済みである旨の回答を得たため、安心していった。

それから 20 年近く経過して、B 年金事務所において、請求期間の年金記録を確認したところ、学生納付特例のまま納付された記録になっていなかったが、過去の経緯からも間違いなく請求期間に係る国民年金保険料は納付しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、学生納付特例により国民年金保険料の納付が猶予されていた期間が 1 か月だけだったので、就職して間もなく、自宅か勤務先近くのコンビニエンスストアにおいて手元の現金で納付した旨主張している。

しかしながら、学生納付特例制度により納付が猶予されていた期間の国民年金保険料を納付する場合は、追納申出を行って発行された追納保険料の納付書により納付することになるところ、オンライン記録によると、請求期間(平成 19 年*月)に係る国民年金保険料の追納申出は平成 23 年 8 月 15 日に行われていることが確認できることから、請求者は、同日まで追納保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、日本年金機構は、請求期間について、追納申出をせずに既に発行された納付書により使用期限内に納付するためには、学生納付特例申請よりも前に納付又は前納する必要があるとした上で、請求者の学生納付特例申請は請求者の 20 歳到達日(誕生日の前日)である平成 19 年*月*日に行われており、請求者の 20 歳到達による資格取得の処理が同年*月*日に行われていることから、請求者が学生納付特例申請よりも前に納付又は前納することはできなかったと考えられるとしており、仮に学生納付特例申請後、既に発行された納付書により使用期限内に納付した場合は、納付を要しない保険料として還付される旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、追納申出時点において未納となっていた平成 22 年 11 月分の国民年金保険料が、追納申出直後の平成 23 年 9 月 6 日に納付されていることが確認できる一方で、請求期間の保険料は、納付(追納)又は還付された事蹟は確認できない。

加えて、請求者は、自宅か勤務先近くのコンビニエンスストアで請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、請求期間に係る納付書のバーコード情報は保存期間を経過

しているため、日本年金機構及びコンビニエンスストアに照会することができない。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付又は追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付又は追納されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付又は追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400321 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2400096 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 大学における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、B 病院に平成 7 年 3 月 31 日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録では、A 大学における被保険者資格の喪失年月日が退職日と同日となっているので、調査の上、同学における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年 4 月 1 日に記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が同僚として氏名を挙げた者のうち、A 大学に係るオンライン記録において請求期間に被保険者記録のある 2 名に対し、請求者の請求期間に係る勤務について照会したところ、1 名は、請求者は請求期間に B 病院に勤務していた旨回答している。

しかし、A 大学は、請求者を平成 6 年 10 月 1 日に医員(研修医)として B 病院に採用し、任期は 1 日とする旨、任命権者が別段の措置をしない限り平成 7 年 3 月 30 日まで任用を日々更新し以後更新しない旨、及び同年 3 月 30 日限り退職した旨の記録がある人事記録を提出した上で、請求者は請求期間に勤務又は在籍していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務又は在籍をうかがうことができない。

また、請求者から提出された A 大学における平成 6 年 10 月分から平成 7 年 3 月分までの給与支給明細のうち、平成 6 年 10 月分から平成 7 年 2 月分までの 5 か月分の給与支給明細において厚生年金保険料は控除されているが、同年 3 月分の給与支給明細において保険料は控除されていない。

さらに、A 大学は、当時の給与支払方法について、毎月末日締切、翌月 17 日支払、保険料は翌月控除であった旨、請求者から提出された平成 7 年 3 月分の給与支給明細について、(請求者が退職した後の)同年 4 月 17 日に発行した明細である旨回答しており、前述のとおり、請求者から提出された同年 3 月分の給与支給明細において厚生年金保険料は控除されておらず、請求者の請求期間に係る保険料控除をうかがうことができない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400340 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2400097 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社(当時の事業所名は、B 社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 20 年 3 月 9 日、喪失年月日を同年 8 月 31 日に訂正し、昭和 20 年 3 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 40 円とすることが必要である。

昭和 20 年 3 月 9 日から同年 8 月 31 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 6 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 20 年 3 月 9 日から同年 8 月 31 日まで

訂正請求記録の対象者(母)の妹(叔母)は、訂正請求記録の対象者は、学校に通っていた時に、勤労働員により工場勤務するようになり、終戦を迎えるまで働いていたことを記憶している。

しかし、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第 3 判断の理由

日本年金機構が保管する、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳等(以下「被保険者名簿等」という。)において、訂正請求記録の対象者と氏名(旧姓)及び生年月日が一致する被保険者の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(以下「未統合記録」という。)が確認できる。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者の妹は訂正請求記録の対象者が学校に通っていた時に勤労働員により工場勤務するようになり、終戦まで働いた後二人で C に疎開したと記憶している旨陳述している。

一方、勤労働員学徒は、労働者年金保険法施行令(昭和 16 年勅令第 1250 号)第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号(昭和 19 年 5 月 29 日)により、労働者年金保険(現、厚生年金保険)の被保険者には該当しない取扱いとなっていた。

しかし、前述の未統合記録における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日時期(昭和 20 年 3 月 9 日)については、訂正請求記録の対象者の生年月日から、国民学校高等科の卒業年月日時期であると判断でき、訂正請求記録の対象者が学校を卒業する時点において、厚生年金保険被保険者の資格を取得したものと判断できる。

また、前述の未統合記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日時期(昭和 20 年 8 月 31 日)については、終戦後は訂正請求記録の対象者と二人で C に疎開したとする訂正請

求記録の対象者の妹の記憶と符合している。

さらに、請求者は、訂正請求記録の対象者の妹は、訂正請求記録の対象者が工場勤務するようになり、Dの自宅から浜側に向かって出かけていくようになったこと、訂正請求記録の対象者から食料品のお土産をもらったことがとても嬉しかったことを記憶している旨陳述しているところ、日本年金機構が保管する、B社に係る被保険者名簿等により確認できる同社の所在地（E町）及び事業の種類（食料品）は、訂正請求記録の対象者の妹の記憶と符合している。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者記録とすることが妥当であり、事業主は、訂正請求記録の対象者が昭和 20 年 3 月 9 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、請求期間に係る標準報酬月額については、日本年金機構が保管するB社に係る被保険者名簿等において確認できる標準報酬月額等級の記録から、昭和 20 年 3 月から同年 7 月までは 40 円とすることが妥当である。